

保険薬局である旨	当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）。
調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項	<p>当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認 処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報を提供し、基本的な説明を行っています。</li> <li>・服薬状況の確認と説明 薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。</li> <li>・継続的なフォローアップ 薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。</li> </ul>
調剤報酬点数表の一覧等	<a href="#">調剤報酬点数表の一覧（日本薬剤師会作成）</a>
明細書の発行状況	当薬局では、医療の透明性を高め、患者さまへ情報提供を積極的に行うために、領収書発行時に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。  明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。
施設基準の届出	
薬剤に関する費用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤の容器代： 50 円（小児： 無料）</li> <li>・お薬のお届け（患者さま宅への薬剤の持参料・在宅医療の交通費）： 770 円～</li> </ul>
長期収載品の選定療養について	<p>■ 長期収載品の選定療養について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」の負担が発生します。</li> </ul>